

単一効特許 パッケージ

イノベーションと投資家にとっ
ての欧州の魅力を向上

2022年5月

単一効特許

一元化されている欧州の既存の特許付与制度を補完し強化することにより欧州の競争力を強化するものである。統一特許裁判所と共に、欧州全域で費用対効果の高い特許保護および紛争解決の選択肢をユーザーに提供することで、先端技術の研究、開発、投資を促進するであろう。これはテクノロジーの欧州単一市場の実現に向けた重要な一歩である。



EPO、ならびに欧州における特許付与後の断片化した特許制度の現状



欧州の特許庁として、欧州特許庁（EPO）は欧州全域にわたりイノベーション、競争力、経済成長を支えている。EPOはEU機関ではなく、欧州特許条約（EPC）に基づいて設置された独立した政府間機関である。

EPOはEPC締約国38カ国を対象とする欧州特許の審査および付与を一元的に実施しており、締約国にはEU加盟国ばかりでなく非加盟国も含まれている。EPCにより発明者が数カ国の特許庁に対する並行特許出願の費用を節減できると同時に、付与される特許の質の高さが確保される。

しかし、付与される欧州特許は単一の一元的な権利ではなく国内特許の集まりであるため、当該特許が発効する国ごとに個別に有効化や維持を行う必要がある。特許文書を他の言語に翻訳しなければならない場合があり、国内での有効化や更新料の支払いを個々の国で行わなければならないことや、さまざまな国で国内の弁護士やサービス提供者を雇う費用が加算されることもあるため、煩わしく、費用もかかるプロセスになりうる。

煩わしく、費用もかかるプロセスになる可能性があり、手数料を支払わなければならないだけでなく、さまざまな国での費用が加算される。

単一効特許：低コストでシンプルかつ幅広い特許保護

単一効特許では、この制度に参加しているEU加盟国全域での統一的な特許保護を発明者がより容易かつ安価に得られるようにすることにより、そうした欠点がなくなる。

EPOにおける特許付与前の一元化された手続きは、特許付与後の一元化された手続きによって補完されることとなる。すなわち、複数の国で欧州特許の有効化が個別に行われるのではなく、特許権者がEPOへの1回の申請により単一効特許を得ることが可能となり、EPOがワンストップショップとして機能し、単一効特許およびそれに関連する手数料の納付を一元的に管理する責任も担う。これにより煩雑な手続きとそれに伴う費用が大幅に削減される。現在のように断片化している付与後のシステムでは、国ごとに異なる特許庁に対して異なる金額の異なる更新料を異なる通貨で支払うこととなり、そうした国々の特許庁では法律上の要件、特に期限に関する要件も異なっている。一方、単一効特許の特許権者は、EPOに対して単一の更新料を、単一の通貨で、なおかつ期限や有効な支払方法が統一された単一の制度の下で支払うこととなる。

これによりプロセスがはるかに簡素化されるばかりでなく、特許付与後のすべての管理を特許権者が自ら行うことができるようになり、大幅なコスト削減の可能性が開かれる。

さらに、単一効の請求は完全に無料であり、単一効請求でEPOに対して支払う出願料、審査料、または登録料はない。単一効特許の更新料は非常に魅力的で企業に優しい水準に指定されており、EPOにより付与される特許の平均的な寿命である最初の10年間における維持費用の総額は5,000ユーロ未満となる。

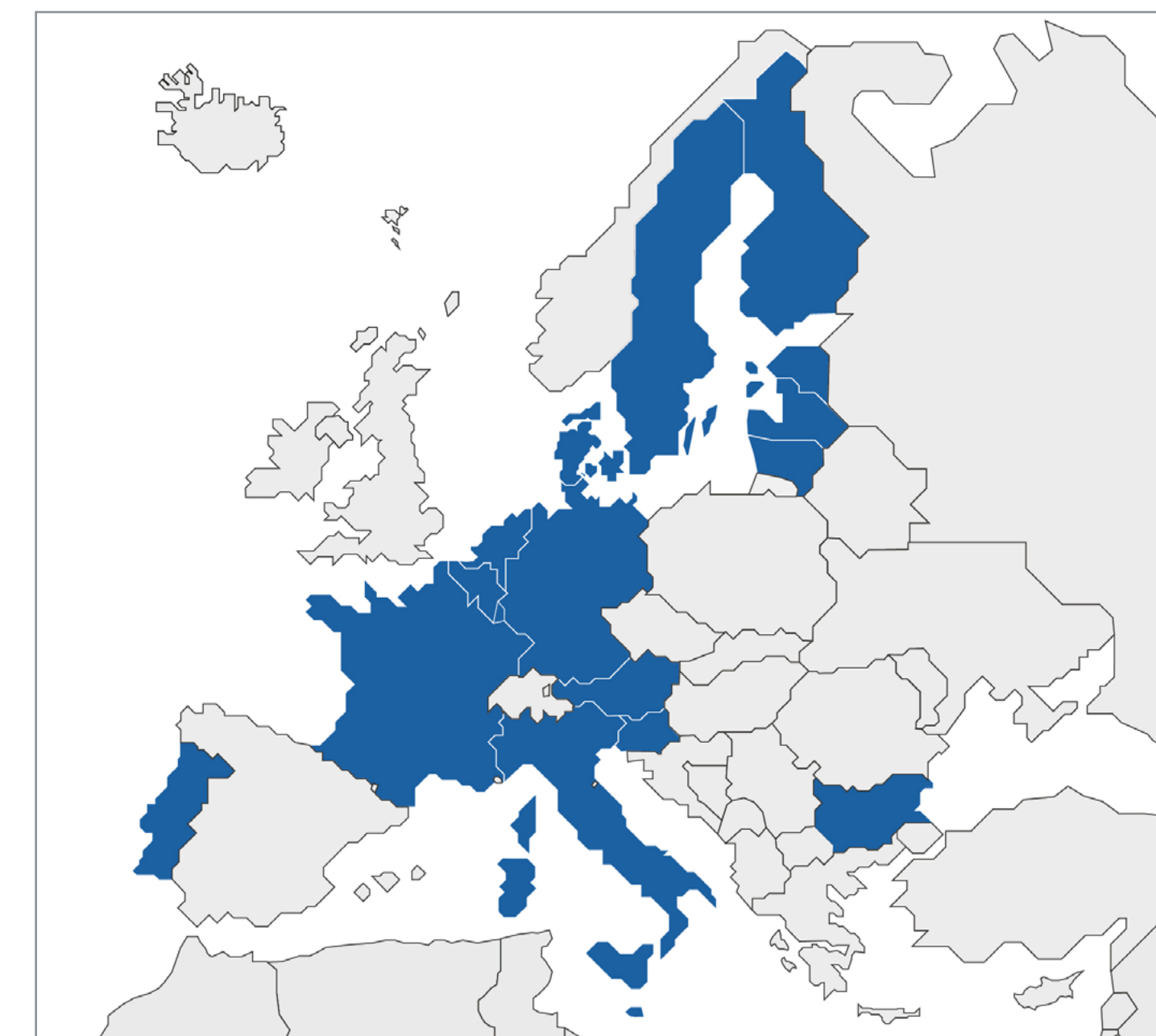
単一効特許の更新料

—	—	11年目	€1 460
2年目	€35	12年目	€1 775
3年目	€105	13年目	€2 105
4年目	€145	14年目	€2 455
5年目	€315	15年目	€2 830
6年目	€475	16年目	€3 240
7年目	€630	17年目	€3 640
8年目	€815	18年目	€4 055
9年目	€990	19年目	€4 455
10年目	€1 175	20年目	€4 855

—更新料延滞に対する追加料金＝延滞更新料の50%
(RFeesUPP、第2項、ルール2[1])

—ライセンス・オブ・ライトの場合は更新料が15%減額場合は
(Rule 12 UPR, Rule 3 RFeesUPP)

「典型的な」欧州の特許制度の下での欧州主要4カ国のみにおける同等の保護と比較したときの単一効特許の費用に関する詳細は、EPOウェブサイトをご参照のこと。



新制度の開始時点で少なくとも下記17カ国が単一効特許の対象となる予定である：オーストリア、ベルギー、ブルガリア、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、オランダ、ポルトガル、スロベニア、スウェーデン

単一効特許は、最終的には単一効特許保護に関する「強化された協力」に参加しているEU加盟国25カ国（クロアチアとスペインを除いたすべてのEU加盟国）すべてが対象となる予定であるが、このうち少なくとも17カ国では新制度の開始時に対象となるであろう。新制度が稼働するようになれば、その他の参加国も続く予定である。

統一特許裁判所（UPC）： 一元の実施と法的確実性の向上

新たな統一特許裁判所を通じた一元の実施

司法執行もかなり簡素化されるであろう。これまで、特許訴訟については各国の裁判所が専属管轄権を持っていた。たとえば欧州の特許に対する取消訴訟は各国の裁判所に提訴しなければならないが、各裁判所の判決はその国の領土内でのみ有効である。これは異なる加盟国で並行訴訟を行わなければならない場合があることを意味し、その結果として生じる断片化はすべての当事者に費用やかなりの複雑化をもたらすばかりでなく、国によって相反する判断が下されるリスクを伴うものでもある。

新たな統一特許裁判所（UPC）では、欧州レベルでの統一的で専門化された効率的な特許訴訟枠組みが導入される。国際条約である統一特許裁判所協定（UPCA）に基づいて設置された超国家的裁判所であるUPCは、単一効特許および欧州特許の両方（ただし、7年間の移行期間中は欧州特許に関していくつかの例外が適用される）に関係する侵害訴訟や取消訴訟などの紛争に対する管轄権を持つこととなる。専門機関であるUPCは、特許の行使や異議申立てのために有効な新しいフォーラムとして、発明者にも、第三者にも、一般市民にも同様に利益をもたらすであろう。特許権者は自己の特許のより効率的な行使が可能になり、第三者や一般市民は一元化されたプロセスで欧州特許および単一効特許の取り消しを求めることが可能になる。これによって異なる国での同一特許をめぐる並行紛争がなくなり、それに伴い訴訟が大幅に安価になる。さらに、UPCは国ごとに判断が相反するリスクを排除し、判例法を調和させることによって法的確実性を強化する。

貿易と投資の促進

知的財産、とりわけ特許を平均以上に使用する産業はGDPや対外貿易への貢献度が高いことがすでに知られている。しかし、EU加盟国間での貿易や海外直接投資（FDI）の流れへの貢献度はまだ限られており、技術のEU単一市場を実現する未開発の可能性を示唆している。現在の欧州特許制度の断片化がEU加盟国間での特許発明の流通を制限する働きをもたらしていることは間違いない。ほとんどの欧州特許は、有効化と維持にかかる費用を節減するために少数のEU加盟国でしか有効化されていない。

単一効特許によってもたらされる特許保護のハーモナイゼーションはIP集約型産業やテクノロジー集約型産業における貿易やFDIの流れに好影響をもたらすことが期待される。EPOがコロラド大学ボルダー校およびロンドン・スクール・オブ・エコノミクスと協力して実施した調査によれば、EU加盟国が既存の最高水準の特許保護に連携することで、EU域内のそうした産業で年間貿易流入額の2%（146億ユーロ）増、年間FDI流入額の15%（18億ユーロ）増を生み出す可能性があるという。

調査によれば、EU加盟国が既存の最高水準の特許保護に連携することで、EU域内のそうした産業で年間貿易流入額の2%増、年間FDI流入額の15%増を生み出す可能性がある。

さらに、単一効特許がもたらす広範な地域にわたる保護は欧州諸国間での国境を越えた技術移転や協力を促進するであろう。単一効特許およびライセンス（ライセンス・オブ・ライトを含む）の移転に関する法的ステータスの情報が掲載された中央登録簿があれば、参加加盟国における技術移転のための効率的な市場づくりに有益であろう。技術市場もより包括的になり、それまで欧州特許が有効化されることのほとんどなかった国々に所在する当事者との技術移転や研究協力が促進されるであろう。そして最後に、技術移転はライセンスを付与する特許権者が得られる更新料の減少による恩恵もあるだろう。



企業、とりわけ中小企業、スタートアップ 企業、大学にとってのさまざまな利益

中小企業やスタートアップ企業は規模の拡大や新市場への参入を行うか否か、あるいはそうしたことを行うタイミングを判断する上で、より良い位置づけになるであろう。

新たな単一効特許制度は、出願人、とりわけ中小企業、スタートアップ企業、大学などリソースが限られているが欧州経済の未来を担う出願人に多くの利益をもたらすであろう。

知的財産権はそうした小規模な企業が新たな技術を市場に送り出すための支援で重要な役割を果たす。そうした企業がその創造性、発明性、投資の成果を得ることを可能にし、将来の投資やイノベーションのインセンティブを生み出すのである。

今日、特許を利用している小規模組織の多くは国内の権利に頼る傾向がある。その結果、欧州においては自組織の発明に関する有効な保護策がまったくないか、もしくはきわめて少数の国でしか保護がないという事態に陥る場合が多い。単一効特許制度では、こうした小規模組織が自らの発明を携えてEU市場に参入する際に直面する規制面や財政面の障壁を取り除き、そうした組織がライバルと競争していくことができるようにする。単一効特許を登録している中小企業やスタートアップ企業は、規模の拡大や新市場への参入を行うか否か、あるいはそうしたことを行うタイミングを他のEU市場における製品の成功や新たなビジネスチャンスに基づいて判断する上で、より良い位置づけになるであろう。研究機関にとっても、単一効特許は初期段階にある有望な発明に対する幅広い保護を提供し、技術の成熟に伴って国境を越えるパートナーシップや技術移転を促進するであろう。

今日のような断片化したシステム—ならびに、その複雑性や複数の国での並行訴訟が必要になる可能性—によっても、小規模組織が原告としてであれ被告としてであれ特許訴訟に効果的に対応していくことが実質的に不可能となっている。UPCでの訴訟費用の減少により、司法制度の利用や特許保護の行使が財力に左右されなくなるであろう。

さらに、財源が限られている企業向けに報酬や手数料減額の制度が設けられる予定である。英語、フランス語、ドイツ語以外のEU公用語で出願する自然人、中小企業、非営利団体、大学、公的研究組織は、翻訳費用として500ユーロの一括補償を受ける資格を得る。

それ以上に重要なのは、当事者がそのコストに対して十分な貢献をするよう確保することと公正な司法アクセスの原則との間で公平なバランスが得られるように、UPCの手数料が定められることである。たとえば、訴訟費用に関するルールでは、中小企業に対する請求料金がわずか60%に割り引かれるよう確保する措置が含まれている。さらに、中小企業が支払うべき訴訟費用の額が当該企業の経済的存続を脅かすことを示す合理的な証拠が提示された場合はUPCが訴訟費用の一部もしくは全額を補填することができる。訴訟リスクをさらに制限するため、勝訴当事者の回収可能費用が敗訴当事者の経済的存続を脅かしうる場合にはUPCが回収可能費用に上限を設けることもできる。

新制度の開始時期は？

新たな単一効特許制度は2022年末の発効が予想され、統一特許裁判所も同時に運用開始予定である。

(※) 著作権表示と免責事項について

本資料の和訳は、日本貿易振興機構（以下、「JETRO」）が欧州特許庁（以下「EPO」といいます）の支援を受けて作成、翻訳、翻案したものです。EPOは、誤謬や脱落がないことを保証するものではなく、その信頼性、使用・不使用に関するいかなる責任も負いません。EPOは、本サイトの信頼性、使用／使用不能、および関連する損害、データの損失に関して、いかなる責任も負わないものとし、損害、データ、利益または収益の損失に関するいかなる責任も負いません。また、日本語訳は細心の注意を払って作成しておりますが、万一、原文とこの日本語訳の内容とが齟齬する事態が生じた場合は、原文の内容が優先されます。本レポートを通じて皆様に提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETROはその責任を負いかねます。なお、本書の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。参考のため、オリジナルは、EPO（欧州特許庁）ウェブサイトで見ることができます。



Published and edited by
European Patent Office
© EPO May 2022
epo.org

Responsible for the content:
Directorate European and International
Legal Affairs, PCT (D 5.2.2)

Address:
Bob-van-Bentham-Platz 1 | 80469 Munich | Germany

Tel.:
+49 89 2399-0

Email:
international_legal_affairs@epo.org